総務企画常任委員協議会会議概要

委員長大矢 保副委員長山崎翔 一

- **1 開催日時** 令和 4 年 8 月 22 日 (月曜日) 午前 9 時 58分~午前 10時 24分
- **2 開催場所** 第3・第4委員会室

3 報告事項

- (1) 令和4年第3回定例会提出予定案件
 - ①青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て
 - ②専決処分の報告について
 - ③専決処分の報告について
 - ④青森地域広域事務組合規約の変更について
- (2) その他
 - ①令和3年度包括外部監査結果への措置状況について
 - ②令和4年度収納対策について
 - ③選挙管理委員の異動について

〇出席委員

委 員	長	大	矢	保	委	員	Щ	脇		智
副委員	員長	Щ	崎	翔一	委	員	木	下		靖
委	員	軽	米	智雅子	委	員	丸	野	達	夫
委	員	万	徳	なお子	委	員	渋	谷		勲
委	員	秋	村	光男						

〇欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

〇事務局出席職員氏名

議事調査課主査 木 村 結 衣 議事調査課主査 柿 崎 良 輔

議事調査課主事 笹 雄 貴

○大矢保委員長 ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。 なお、山谷選挙管理委員会事務局長は所用のため欠席となっております。 それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和4年第3回定例会提出予定案件について報告を求めます。 なお、質疑については、事前審査とならないようお願い申し上げます。

初めに、「青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」総務部長より報告を求めます。総務部長。

〇舘山新総務部長 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 令和4年第3回定例会へ提出を予定しております青森市職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和4年5月2日に公布され、令和4年10月1日より育児休業の取得回数について、原則2回まで取得可能となることに加え、子の出生から57日間以内の育児休業についても原則2回まで取得可能となるものであります。同法の改正に伴い、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

具体的な改正内容といたしましては、非常勤職員の育児休業について、子の出生から57日間以内の育児休業の取得要件を緩和するものであります。また、子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得について、夫婦交替での取得を可能とするほか、特別な事情がある場合にあっては、育児休業の終了から期間が空いた場合でも再度の育児休業の取得を可能とするものであります。

施行期日は令和4年10月1日を予定しております。 説明は以上となります。

- ○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見ありますか。万徳委員。
- **〇万徳なお子委員** 現状の取得状況を教えてください。
- **〇大矢保委員長** 総務部長。
- **○舘山新総務部長** 少々お待ちください。まず、正職員については、令和3年度、男性が対象者57名のうち取得者が7名、女性が対象者25名に対しまして取得者25名となっております。また、非常勤職員につきましては、令和3年度、男性が対象者1名に対して取得者がゼロ、女性が対象者8名に対して取得者7名という状況になっております。

以上です。

〇大矢保委員長 ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇大矢保委員長 なければ、これにて質疑を終了します。

次に、「専決処分の報告について」総務部長より報告を求めます。総務部長。

○舘山新総務部長 専決処分の報告について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

管財課職員が運転いたします公用車による物損事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分についてであります。

本件につきましては、去る令和4年6月16日開催の本常任委員会において事故の報告をしたものであります。

当該事故につきましては、令和4年4月25日、管財課職員が、公用車を相手方施 設内の駐車場にバックで駐車しようとしたところ、駐車場内のブロック縁石に左後 方タイヤハウス部分を接触させ、ブロック縁石の一部を破損させたものであります。

その後、損害賠償について双方協議したところ、市が相手方に対し、この事故による賠償費として9万9946円を負担することで示談が調いましたことから、令和4年8月8日に、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

なお、当該専決処分につきまして、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき、 令和 4 年第 3 回青森市議会定例会に報告させていただくものであります。 説明は以上となります。

- **〇大矢保委員長** ただいまの説明について、御質疑・御意見ありますか。渋谷委員。
- ○渋谷勲委員 私も議員三十数年間やっているけれども、青森市役所というのは、特別この事故が多い。しゃべる答弁はいつも同じじゃないか。これ、事故だから、誰しもあり得ることは分かるんだよ。十分承知なんだ。部長の答弁もいつも同じ、誰が答弁してもそうでしょう。

これ、その職員に対して、一体、誰がどのように注意の喚起をしているのか。答 弁を。

- **〇大矢保委員長** 総務部長。
- ○舘山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、誰がどのように、その当該職員に対して、注意をしているのかという御質 疑ですけれども、まず、その当日、その職員が出発する際に当たっては、いわゆる 酒気の確認、あとは、体調が悪いかどうかということを管財課長が確認しておりま す。

その上で、運転をした後、今回こういう事故を起こしたわけですけれども、その 事故に対しては、管財課長から本人に対して、注意を喚起しているという状況になっ ております。

- **〇大矢保委員長** 渋谷委員。
- ○渋谷勲委員 ただそれだけか。担当部長からの注意だとか、この辺は考えてもいいと思いますよ。何も責任ないんだもの、幾ら聞いたって。一向に事故は減らないし。

これ、運転していれば、どこの会社でも、また、個人的にも――十分、私も承知

なんだよ。市役所は、これまで、あまりにも多過ぎるんだよ。だから、担当の部署の課長から注意したって、職員が聞きますか。聞かないんだよ。せめて部長から、ある程度のことについては――よく、あなたたちは金額的なことをしゃべるけれども、金額によってはある程度、部長からでも、副市長からでも、幾らか喚起はしたほうがいいですよ。

まだ、この手の事故だから、やむを得ないと言えばやむを得ないけれども、これ、 人身となれば、課長級でいいのかとか。私は決していいと思わないよ。その辺、総 務部として、もっと煮詰めて、答えを私に提出してください。 以上。

〇大矢保委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇大矢保委員長 なければ、これにて質疑を終了します。

次に、「専決処分の報告について」総務部長より報告を求めます。総務部長。

○舘山新総務部長 専決処分の報告について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

市が管理する施設の屋根からの落雪による物損事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分についてであります。

本件につきましては、去る令和4年5月26日開催の本常任委員協議会において 事故の報告をしたものであります。

当該事故につきましては、令和4年1月11日、市が普通財産として管理する旧選挙器材保管庫(旧滝沢小学校)の屋根からの落雪により、当該施設の隣地住民が所有する物置を破損させたものであります。

その後、損害賠償について双方協議したところ、市が相手方に対し、この事故による物置交換費用として19万3787円を負担することで示談が調いましたことから、令和4年8月9日に、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

なお、当該専決処分につきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、 令和4年第3回青森市議会定例会に報告させていただくものであります。 説明は以上となります。

- **○大矢保委員長** ただいまの説明について、御質疑・御意見ありますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇大矢保委員長** なければ、これにて質疑を終了します。

次に、「青森地域広域事務組合規約の変更について」企画部長より報告を求めます。 企画部長。

○織田知裕企画部長 それでは、私から青森地域広域事務組合規約の変更について 御説明申し上げます。

青森地域広域事務組合の規約変更につきましては、地方自治法の規定により、構

成団体である東青地域の5市町村の協議の前に、各構成団体の議会における議決が必要となっておりますので提出するものであります。

資料をお願いいたします。

概要であります。青森地域広域事務組合におきましては、青森地域広域事務組合 規約に基づき、構成する市町村からの出資金及び青森県からの助成金を原資に青森 地域広域事務組合振興基金を設置しております。これまで、この運用益を財源とし て、青森地域の振興に資する事業を実施してまいりました。

このたび、同基金を廃止するため、青森地域広域事務組合規約について所要の変更を行うものであります。

廃止の主な理由につきましては、1つに、青森圏域における構成市町村の連携した取組につきましては、青森圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づく取組として実施していること、2つには、基金を活用した取組は、構成市町村の単独事業として実施されている現状にあること、3つには、基金を活用した事業を実施する構成市町村に偏りがあることなどから、出資金を返還した方が、構成市町村において資金を有効に活用できると考えたものであります。

変更内容であります。第 15 条基金の設置から第 18 条基金財産に対する関係市町 村の権利までの4つの基金に係る条項及び出資金の額を定めている別表を削除する というものであります。

今後の予定につきましては、規約の変更に係る議案を構成市町村の第3回定例会の議決を経て、青森地域広域事務組合において、構成する5市町村による協議書の締結、県知事への許可申請という一連の手続を進めてまいりたいと考えております。 説明は以上でございます。

- **○大矢保委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありますか。万徳委員。
- **〇万徳なお子委員** 運用益はこれまでどれぐらいの金額だったんでしょうか。
- **〇大矢保委員長** 企画部長。
- **〇織田知裕企画部長** 令和3年度の運用益での見通しでありますけれども、約200万円、200万9766円を、今、想定しているというものであります。
- **〇大矢保委員長** 万徳委員。
- **〇万徳なお子委員** 結構、二十数年前から、この基金ができていて、大体平均的に 200 万円ぐらいなんだろうと思うんですが、それでいいのでしょうか。
- **〇大矢保委員長** 企画部理事。
- ○奥崎文昭企画部理事 運用の基金につきましては、当初、平成3年、4年から始めておりますけれども、その当時は利率が6%とかありましたので、その当時は4000万円とか6000万円とかありました。ただ、近年、利率が減ってきておりましたので、1000万円になり、現在は、今、企画部長がおっしゃったとおり、200万円程度となっております。

以上でございます。

- **〇大矢保委員長** 万徳委員。
- **〇万徳なお子委員** これを廃止して、どこに、どの会計に戻るんでしょうか。
- **〇大矢保委員長** 企画部長。
- ○織田知裕企画部長 廃止して約7億円の基金があるわけですけれども、それは青森市の一般会計に戻ってくるという形になります。

以上です。

〇大矢保委員長 ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇大矢保委員長 なければ、これにて質疑を終了します。

次に、「令和3年度包括外部監査結果への措置状況について」総務部長より報告を 求めます。総務部長。

〇舘山新総務部長 令和3年度包括外部監査結果への措置状況について御説明させていただきます。

お手元の資料「令和3年度包括外部監査結果への措置状況について」の1ページ を御覧ください。

令和3年度の包括外部監査は、監査のテーマを「持続可能な都市づくり(防災体制・雪対策、土地利用・都市景観の形成、交通インフラの充実)にかかる財務事務の執行について」として実施され、去る3月30日に包括外部監査人から監査結果が報告されました。

その指摘事項及び意見につきましては、令和4年4月21日開催の本常任委員協議会において、令和3年度包括外部監査結果への対応について御報告しておりましたが、(3)指摘事項及び意見のとおり、青森市において措置することが必要であると判断された指摘事項が7件、改善を要望するという趣旨の意見が38件ありました。

この監査結果を受けまして、指摘事項及び意見のあった事務の所管部局において 検証作業等を行い、是正・改善等の措置の状況を取りまとめましたので、その概要 を御説明いたします。

2ページを御覧ください。

指摘事項への措置状況の概要について、まず、(1)対応方針区分でありますが、 記載のとおり、是正、改善、改善検討、相違と大きく4つに分類しており、(2)対 応方針別件数でありますが、是正が4件で全て是正済み、改善が3件で全て改善済 みであり、改善検討及び相違はありませんでした。

3ページを御覧ください。

意見への対応について、(2)対応方針別件数でありますが、改善が38件で全て 改善済みであり、改善検討及び相違はありませんでした。

御説明は以上となりますが、詳細につきましては、資料データ「令和3年度包括

外部監査結果に対する措置状況報告書」を御参照くださるようお願いいたします。

なお、この措置状況につきましては、本日、監査の対象となった事務を所管する都市建設常任委員協議会においても御報告いたしております。また、講じた措置につきましては、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、監査委員に通知いたしました。監査委員においては、同項の規定により、当該通知に係る事項を公表しなければならないとされておりまして、市民の皆様には、各支所・市民センター等において縦覧に供するほか、市ホームページ及び9月1日号の「広報あおもり」でお知らせする予定としております。

説明は以上となります。

- **○大矢保委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇大矢保委員長** なければ、これにて質疑を終了します。

次に、「令和4年度収納対策について」税務部長より報告を求めます。税務部長。 〇川村敬貴税務部長 副市長を本部長とする青森市収納対策本部において進行管理を行っている収入項目について、令和3年度における収納率及び収入未済額の状況と令和4年度の収納対策について御報告申し上げます。

初めに、資料1を御覧ください。

市収納対策本部では、市税及び税外諸歳入の中で、特に市の財政に与える影響が大きい一般会計・特別会計及び企業会計の15の収入項目について、適正な債権管理の推進を行っているところであります。

令和3年度におけるこれらの収入項目全体の収納率は、資料の上段、合計にありますとおり、現年分が前年度を0.54ポイント、滞納繰越分が前年度を2.33ポイント上回り、現年分・滞納繰越分を合わせた合計では、前年度を1.07ポイント上回ることができました。また、収入未済額の累計は、令和2年度の約52億2000万円から、令和3年度は約45億円と、約7億2000万円の縮減を図ることができました。

このことは、新型コロナウイルス感染症の拡大により市民生活や経済活動が深刻な影響を受けた中にあって、各債権所管部局が減免・軽減及び猶予を適切に行いながら、令和3年度の収納対策に懸命に取り組んだ成果が現れたものと受け止めております。

次に、資料2を御覧ください。

令和4年度の収納対策は、令和3年度において、収納率の向上と収入未済額の縮減が図られましたことから、基本的には令和3年度の収納対策を継続しつつ、さらなる向上に向けて、網かけした部分を新たな取組として追加いたしました。

1ページにあります「1 適正な債権管理の推進」につきましては、③個人情報確認同意書について、滞納となった場合に、速やかに税情報を活用した支払督促や強制徴収といった法的手続等へ移行できるよう、債権ごとに作成しておりますスキームに基づき、確実に徴取することを明記いたしました。

資料の2ページを御覧ください。

⑦につきましては、債権管理事務を適正に行っても回収見込みのない債権は、債権管理マニュアルに基づき、執行停止または債権放棄を行い、収入未済額の縮減に努めることを明記いたしました。⑧につきましては、国保医療年金課が所管する国民健康保険医療費返還金、ひとり親家庭等医療費助成返還金等の5つの収入項目に係る債権管理業務を納税支援課へ移管して、税情報を有効に活用し、効率的な債権管理を行うことといたしました。

次に、「2 催告の強化」につきましては、①として、滞納されている方との長期 未接触が、滞納がなかなか解消されない大きな要因となりますことから、特段の理 由もなく6か月以上未接触でいることがないように、定期的に確認を行うなど、対 応を強化していくことといたしました。

次に、「3 強制徴収の徹底・行政サービスの制限」につきましては、①の強制徴収に向けた預金調査について、これまでの紙ベースの調査から電子照会に変更し、いわゆるデジタル化に対応して、調査の効率化と早期差押えを図ることといたしました。

資料の3ページを御覧ください。

「4 納付機会の拡大・特別徴収の徹底」につきましては、①のスマートフォンを利用した電子マネー納付について、本年4月から、固定資産税、軽自動車税、市・県民税及び国民健康保険税について利用を開始しましたことから、表現を修正しております。②の口座振替の加入促進につきましては、確実性の高い納付方法である口座振替の加入を促進するため、窓口業務や納付相談において、これまで以上に積極的に加入勧奨を行うことといたしました。

次に、「5 PRの推進・納付相談の充実」につきましては、①の納付意識の高揚を図るための周知方法について、これまでのテレビ広報から市政情報動画に変更するとともに、②の納付相談については、夜間のほか、休日においても納付相談を行い、きめ細かな助言・支援を行うことを明記いたしました。

「6 青森県等との連携・外部委託の推進」につきましては、昨年度に引き続き、 同様の対応をしてまいります。

以上が令和4年度の収納対策の内容であります。

歳入確保は、市の行財政運営の根幹に関わる重要な課題でありますことから、今後も関係部局との連携を密にし、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ一層の収納対策に取り組むとともに、適正な債権管理の推進に努めてまいります。

報告は以上でございます。

- **〇大矢保委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見ありませんか。万徳委員。
- **○万徳なお子委員** 収納対策の3の①、預金調査のデジタル化というのは、要は、 金融機関に対してメールか何かで情報をやり取りするという意味でしょうか。

- **〇大矢保委員長** 税務部長。
- **〇川村敬貴税務部長** おっしゃるとおりでありまして、専用回線を通じて、デジタルでもって照会し、デジタルでもって回答いただくというものでありますので、これまで照会については2週間程度かかっていたものが、かなり短縮されるということになると思います。

以上でございます。

〇大矢保委員長 その他、御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇大矢保委員長 なければ、これにて質疑を終了します。

次に、「選挙管理委員の異動について」選挙管理委員会事務局長より報告を求めま す。選挙管理委員会事務局次長。

〇森敏之選挙管理委員会事務局次長 選挙管理委員の異動について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

選挙管理委員神文雄氏から、一身上の都合により、令和4年7月31日をもって委員を退職したい旨の届出がありましたことから、地方自治法第185条第2項の規定に基づき、選挙管理委員会委員長は、同日付をもって神氏の退職を承認いたしました。

これに伴い、地方自治法第 182 条第 3 項の規定に基づき、委員長は、青森市議会の選挙により補充順序第 1 位と定められた補充員佐藤平治氏を委員として補欠したものであります。

なお、同氏の任期につきましては、令和4年8月1日から前任者の残任期間である令和7年6月29日までとなります。

以上でございます。

〇大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇大矢保委員長 なければ、これにて質疑を終了します。

この際、ほかに理事者側から何か報告事項等はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇大矢保委員長 ないようですね。委員の皆さんから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないようですので、以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の協議会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(会議終了)